

別紙

建築士法の規定により記載すべき（変更）事項

1 対象となる建築物の概要

本約款第1条（総則）に定める設計図書に示すとおりとする。

2 業務委託の種類、内容及び実施方法

本約款第1条（総則）に定める設計図書に示すとおりとする。

3 業務の実施期間

契約書本文に示すとおりとする。

4 設計業務において、作成する成果物等（成果図書及びその他の成果物）

本約款第1条（総則）に定める設計図書に示すとおりとする。

※設計業務委託の場合

5 監理業務において、工事と設計図書との照合の方法及び監理の実施状況に関する報告の方法

本約款第1条（総則）に定める設計図書に示すとおりとする。

※工事監理業務委託の場合

6 設計又は工事監理に従事することとなる受注者登録の建築士事務所所属の建築士・建築設備士

【氏名】：
【資格】：（ ）建築士 【登録番号】
【氏名】：
【資格】：（ ）建築士 【登録番号】
（建築設備の設計（工事監理）に関し意見を聞く者）
【氏名】：
【資格】：建築設備士 【登録番号】

※設計に必要となる構造設計及び設備設計に一級建築士が関与する場合は、その氏名及び資格についても記載する。

※元請けの建築士事務所に所属する建築士等（記名・押印を行う者）について記載する。

7 設計又は工事監理の一部の委託先

本約款第8条（一括再委託等の禁止）の規定による。

8 業務委託料の額及び支払の時期

(1) 業務委託料

契約書本文に示すとおりとする。

(2) 支払時期

本約款第34条（業務委託料の支払い）の規定による。

9 契約の解除に関する事項

本約款第45条（発注者の任意解除権）、第46条（発注者の催告による解除権）、第47条（発注者の催告によらない解除権）、第48条（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）、第49条（談合その他不正行為による解除）、第50条（受注者の催告による解除権）、第51条（受注者の催告によらない解除権）、第52条（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）、第53条（解除の効果）及び第54条（解除に伴う措置）の規定による。

10 受注者の建築士事務所登録に関する事項

建築士事務所の名称	
建築士事務所の所在地	
区 分	（ 一級、二級、木造 ）建築事務所
開設者の氏名	（開設者が法人の場合は法人名称及びその代表者の氏名）

※受注者が共同企業体を結成している場合には、構成する全ての建築事務所について記載すること。